

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施試行要領

(平成21年 3月12日決裁)

(平成22年11月 1日決裁)

(平成24年 3月29日決裁)

(平成27年 7月23日決裁)

(平成28年 6月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合(以下「組合」という。)が発注する競争入札の方法により契約を締結しようとする工事並びに測量、設計、施設の維持管理、保守点検、調査、建設コンサルタント及び印刷業務(以下「工事等」という。)について、郵便による入札の試行的実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領において、郵便入札を実施する工事等(次条において「対象工事等」という。)は、予定価格が1,000万円を超える競争入札の方法により契約を締結しようとする次に掲げるものとする。

- (1) 工事
- (2) 測量、設計業務
- (3) 施設の維持管理、保守点検、調査及び建設コンサルタント業務
- (4) 印刷業務

(入札の公告等)

第3条 管理者は、対象工事等について、制限付一般競争入札は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年整備組合規則第4号。以下「規則」という。)第115条に規定する公告において同条第10号のその他必要な事項として次に掲げる事項を併せて公告するものとし、指名競争入札については、同規則第129条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項を併せて通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者(以下「当該者」という。)が2者以上生じ入札不調又は入札不落となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

(再度の入札)

第4条の2 前条ただし書きの規定による再度の入札を行う場合における入札書郵便の到着期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに当該入札者に対しファックスにより通知するものとする。

2 再度の入札の立会人については、当該者の中から第6条第2項の規定に基づき選任するものとする。

3 第1項及び前項に掲げる事項以外の事項については、初度の入札と同様に行うものとする。

(入札書等の郵送)

第5条 入札参加者は、入札書及び価格内訳書に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ使用印として本組合又は構成市町村に届け出た印判に限る。)した上で、封筒に入れ封印し、指定した郵便局留の一般書留、簡易書留の方法により、入札書到着期限までに当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。

2 入札書等を郵送する封筒(以下「郵便入札用封筒」という。)は、表側に工事(委託業務)名、開札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の住所、商号又は名称を記載し、封印しなければならない。

3 到達した入札書及び価格内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札書郵送後においても、入札執行(開札)までの間は入札辞退を認めるものとし、申出は入札辞退届を直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)することにより行うものとする。

(開札)

第6条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加者の中から選定した立会人を立ち合わせて執行するものとする。

2 前項の立会人は発注方式ごとに次の号に掲げるものとする。

(1) 制限付一般競争入札については、入札参加申込書の到着順に番号を付し、入札参加者数に応じた次の表に掲げる番号の入札参加者を立会人とする。

入札参加者数	立会人とする申込書番号
2以下	全て
3～5	2・3
6～10	3・5
11～15	4・8
16～20	5・12
21～25	6・17
26～30	7・23
31以上	8・30

(2) 指名競争入札については、原則として、指名した者のうち組合又は構成市町村に登録している営業所所在地と工事等施工場所の距離が近い者から順に2者を選ぶものとする。ただし、当該立会人以外の入札参加者が当該開札への立会いを求めたときは、その者が

立会人となることを妨げない。

- 3 前項の規定により選任された立会人には、開札立会依頼書(別記様式)により立会いを依頼するものとする。
- 4 立会人は、開札前に開札立会人名簿に署名するものとする。
- 5 開札日時において、第1項及び第2項の規定により選定した立会人のうち1人以上の立会人の立会いがない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立会うこととする。  
(同価格入札の取扱い)

第7条 落札又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者又は落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者に引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。  
(無効の入札等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (9) 郵便入札用封筒記載の工事(委託業務)名又は差出人名と同封された入札書の工事(委託業務)名又は入札者名が相違する入札
- (10) 郵便入札用封筒に工事(委託業務)名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 第5条に定める価格内訳書の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- (12) 第5条に定める価格内訳書の小計額又は合計額が誤っている入札
- (13) 第5条に定める価格内訳書が、入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札、又は指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が同封された入札
- (14) 第5条に定める価格内訳書において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (15) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (16) 連合(談合)その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (17) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (18) 組合が指定する方法により提出期限までに入札参加資格審査調書を提出しない者がした入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、法令又は組合が指定した事項に違反して行われた入札  
(入札結果の通知)

第9条 管理者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 管理者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

別記様式(第6条関係)

## 開札立会依頼書

年 月 日

様

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者

会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施試行要領に規定する立会人の選定方法に基づき、貴社が下記工事(委託業務)の開札立会人に選定されたので、開札への立会いを依頼します。

なお、開札立会人は、貴社の社員であればどなたでもかまいませんが、開札立会の際には、**必ず本依頼書を持参**してください。

また、開札立会いを辞退される場合は、必ず 年 月 日までに契約担当課(電話番号 - - )あてに電話連絡してください。連絡がない場合は、立会いを承諾していただいたものとみなします。

### 記

- 1 入札(開札)日時 年 月 日 時 分
- 2 入札(開札)場所
- 3 工事(委託業務)名
- 4 工事(業務場所)

※必ず上記入札(開札)時間に間に合うよう到来してください。